

平成29年2月17日
高知県人事委員会

1 この規則は、処分を受けた職員からの審査請求の手續及び審査の結果とるべき措置に関し必要な事項を定める現行の規則について、手續規定を整備することにより、関係者に分かりやすい制度となるよう全面的に見直すものである。

2 規則改正の概要

(1) 審査請求の手續関係（第3条から第12条まで）

ア 審査請求は、第3条第2項に掲げる事項を記載した審査請求書正副各1通を高知県人事委員会に提出して行うことなど。

イ 当事者は、代理人を選任し、及び解任することができることなど。

ウ 人事委員会は、審査請求書等を調査し、不備があれば補正を命ずることができることなど。

エ 人事委員会は、ウの調査の結果により審査請求の受理又は却下を決定することなど。

オ 人事委員会は、必要に応じ事案を併合し、又は分離して審査することができることなど。

カ オにより併合された事案の請求人は、代表者を選任することができることなど。

キ 死亡した請求人の地位を承継した相続人等は、その旨を人事委員会に届け出なければならないことなど。

ク 請求人は、審査請求の全部又は一部を取り下げることができることなど。

ケ 処分者は、継続している審査請求の対象となっている処分の取消等を行ったときは、速やかに人事委員会に届け出なければならないことなど。

コ 審査請求をすることのできない者によってされた審査請求であったことが明らかになった場合等は事案の審査を打ち切り、当該審査請求を却下することなど。

(2) 口頭審理の手續き関係（第13条から第27条まで）

ア 当事者等は、審理の計画的な進行図らなければならないこと。

イ 請求人の請求等により口頭審理を行うことなど。

ウ 請求人は、審理が終了するまでは、いつでも、口頭審理の請求等を行うことができることなど。

エ 人事委員会は、口頭審理をするときは、委員のうちから審理長を指名することなど。

オ 人事委員会は、処分者に対し、答弁書正副各1通の提出を求めることなど。

カ 当事者は、答弁書等に記載しなかった事実を口頭審理において主張すること

ができないことなど。

- キ 人事委員会は、円滑な口頭審理を行うため、非公開の審理を当事者で行うことができることなど。
- ク 人事委員会は、口頭審理等を行うときは、指定した日時等を当事者に通知することなど。
- ケ 人事委員会は、事実上又は法律上の事項に関し、当事者に質問等を行うことができることなど。
- コ 人事委員会は、当事者が攻撃又は防御の方法を故意又は重大な過失により時機に遅れて提出した場合であって、これにより審査の終了を遅延させる場合は、当該攻撃又は防御の方法を却下することができること。
- サ 審理長は、口頭審理等において、発言の許可、制限等の措置をすることができる。
- シ 人事委員会は、当事者が相手方の当事者の主張した事実について争わなかったと明らかに認められるとき等は、当該主張した事実を承認したとみなすことができること。
- ス 人事委員会は、口頭審理を終了する前に、当事者に最終陳述の機会を与えることなど。
- セ 人事委員会は、口頭審理等の都度、審理調書を事務職員に作成させることなど。
- ソ 人事委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了することなど。

(3) 口頭審理における証拠調べ（第28条から第41条まで）

- ア 人事委員会は、口頭審理において、証人等の尋問等を行うことができることなど。
- イ 当事者等は、証拠資料を人事委員会に提出することができることなど。
- ウ 当事者は、人事委員会の承認を得て、指名する者を証人として口頭審理に出席させることができることなど。
- エ 当事者は、人事委員会が承認を呼び出して尋問等を行うことを、人事委員会に対し申し立てることができることなど。
- オ 人事委員会は、証拠資料の所持者に対し、書面により提出を求めることなど。
- カ 人事委員会は、呼出状により証人を呼び出すことなど。
- キ 証人尋問は、各人別にすることなど。
- ク 当事者は、審理長の許可を得て、証人を尋問することができることなど。
- ケ 人事委員会は、事案の性質等により証人が当事者等の面前で陳述することにより圧迫を受けると認める場合等は、相互に相手の状態を認識することができるように措置をすることができることなど。

- コ 人事委員会は、証人に口頭による証言に代え口述書の提出を求めることができることなど。
- サ 当事者は、口頭審理において当事者を尋問することを人事委員会に対し申し立てることができることなど。
- シ 人事委員会は、証人等を尋問する場合において、必要があると認めるときは、証人相互等の対質を命ずることができることなど。
- ス 人事委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定をさせることができることなど。
- セ 人事委員会は、証人等の健康状態等を考慮し、証人等の所在地に赴いて証拠調べをすることができることなど。

(4) 書面審理関係（第42条から第45条まで）

- ア 人事委員会は、請求人が口頭審理の請求をしていない場合で、口頭審理をする必要がないと認めるときは、書面審理をすることなど。
- イ 審尋は、人事委員会が必要があると認めるときにすることなど。
- ウ 人事委員会は、書面審理を終了させる前に、相当の期間において、当事者に終了予定日を通知すること。
- エ 口頭審理に関する規定を準用すること。

(5) 裁決関係（第46条から第49条まで）

- ア 人事委員会は、事案の審査を終了したときは、速やかに裁決し、裁決書を作成することなど。
- イ 裁決は、当事者等に送達することにより、その効力を生ずることなど。
- ウ 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、書面で請求人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることなど。
- エ 人事委員会は、裁決書に計算違い等の誤りがあるときは、いつでも更生することができることなど。

(6) 再審関係（第50条から第54条まで）

- ア 当事者は、裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合等は、再審を請求することができることなど。
- イ 人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、記載事項等について調査することなど。
- ウ 人事委員会は、アの事由があると認めるときは、職権により再審をすることができること。
- エ 再審は、書面審理によりすることなど。
- オ 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決を不当であると認めると

きは、最初の裁決を修正することなど。

(7) 雑則関係（第55条から第57条まで）

ア 人事委員会からの文書の送付は、郵送又は使送によりすることなど。

イ 審査に要した費用は、人事委員会が職権で呼び出した証人等の旅費等を除き当事者の負担とすること。

ウ この規則に定めるもののほか必要な事項は人事委員会が別に定めること。

3 改正規則の施行日及び経過措置

(1) この規則は、平成29年4月1日から施行すること。

(2) 改正後の規則は、施行日前から引き続き係属している審査請求についても適用すること。この場合において、改正前の規則により行われた手続は、改正後の規則の相当規定により行われたものとみなすこと。

(3) 施行日前から引き続き継続している審査請求のうち、審査請求人の死亡後に承継した旨を相続人等が届け出なかった場合に当該事案の審査を打ち切るときの承継の届出をしなければならない期限を規定すること。

ア 平成28年4月1日前に受理された審査請求の場合

a 請求人が平成32年3月31日までに死亡したとき
平成29年4月1日から起算して4年以内

b 請求人が平成32年4月1日以後に死亡したとき
死亡の日の翌日から起算して1年以内

イ 平成28年4月1日以後に受理された審査請求の場合

a 請求人が施行日前に死亡したとき
平成29年4月1日から起算して1年以内

b 請求人が施行日以後に死亡したとき
死亡の日の翌日から起算して1年以内

(4) この規則の法令番号の変更に伴い職員の苦情の処理に関する規則を一部改正すること。